

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市中志津三丁目3番7号
 氏名 株式会社ノース
 代表取締役 北 一平

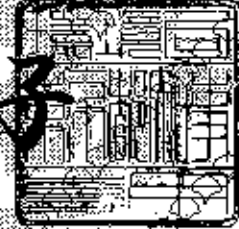
複写不可
本朱印無きものは無効



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
 第14条の5第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 3月30日
 許可の有効年月日 平成37年 3月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、軽油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物
 廃石綿等
 イ、金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項第1号の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成26年 8月22日 新規許可
 平成30年 3月30日 更新許可 第1回
 平成30年 3月30日 変更許可 特定有害産業廃棄物品目の追加（汚泥、廃油 他2種類）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類 (金属等を含む廃棄物)

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		ナトリウム水銀化合物	水銀又はその化合物	カルシウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	アクリロノリレン	ポリトランスクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・三クロロエチレン	一・二・三クロロプロパン	一・二・三クロロブタン	一・二・三クロロペンタン	一・二・三クロロヘキサン	一・二・三クロロヘプタン	一・二・三クロロオクタン	一・二・三クロロノナン	一・二・三クロロデカン	シマジン	チオホスフィンカルボン酸	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサジン
燃え殻																											
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油																											
廃酸																											
廃アルカリ																											
鉱さい																											
ばいじん																											
指定下水汚泥																											

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「△」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

複製禁止

